

第1章 後期プラン策定の趣旨

本市では、男女共同参画社会の実現を目指して、「第1次太宰府市男女共同参画プラン」を策定して以来、社会状況の変化を踏まえながら第1次後期プラン、第2次プランと見直しを進め、総合的かつ計画的な施策を実施してまいりました。

この間の少子高齢化の進展や共働き世帯の増加などに伴い、人々の生活スタイルやニーズは多様化しており、職場や学校、地域、家庭などあらゆる分野での男女共同参画の推進は、新たな課題も包含しながら継続して取り組むべき最重要課題です。

近年では、様々な場面での女性の活躍が期待されており、それを推進するための環境の整備と男女の意識変化がますます求められています。また、男女共同参画や女性の活躍を阻害する配偶者等からの暴力や性犯罪などの被害は深刻化しており、予防と被害者支援の取組をさらに進めていく必要があります。

そのような中、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「配偶者暴力防止法」）の改正や性犯罪の厳罰化など、暴力を容認しない社会づくりが強化されるとともに、平成27年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」）が成立し、男女共同参画社会実現に向けての新しい機運も醸成され始めています。

第2次プランは平成34年度までを見通して策定しましたが、上記のような社会情勢に 대응するため、10年間の中間年に見直しを行い、第2次後期プランの策定を行うものです。

(年度)

H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
第1次太宰府市男女共同参画プラン									
					見直し	第1次後期プラン			
H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
第2次太宰府市男女共同参画プラン									
				見直し	第2次後期プラン				

※平成32年以降は、新年号（元号）に改定予定。以下、同様。